

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年6月8日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第4号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月30日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和8年4月30日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

1 損害賠償の額 8,900円

2 損害賠償の相手方 市内在住者

3 事故の概要

令和8年1月13日午前9時頃、亀岡市追分町馬場通9番地先の市道クニッテルフェルド通で歩行中、歩道に生じていたインターロッキングの段差につまずいて転倒し、右手掌を受傷した。